



自行車交通規則

自転車の交通ルール!!

繁體中文

中国語(繁体)

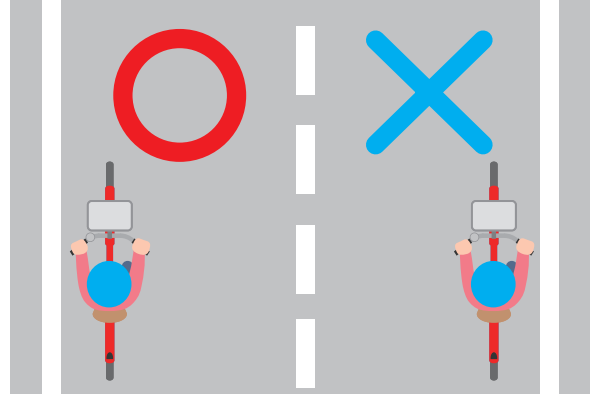
自行車原則上應在車道上騎乘, 部分特殊情況下可在人行道上騎乘。

自転車は、車道が原則、歩道は例外



在車道上應 **靠左** 通行

車道は左側を通行



在人行道上以行人為優先 且應靠車道慢行

歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

※ 如果會妨礙行人通行, 應停車讓行。

※ 歩行者の妨げになる場合は、一時停止



遵守交通規則 交通ルールを守る

禁止飲酒騎乘 / 禁止兩人共乘 / 禁止並行騎乘 / 夜間應開燈 / 遵守交通號誌 / 在交叉路口應暫停騎乘並確認安全

飲酒運転は禁止 / 二人乗りは禁止 / 並進は禁止 / 夜間はライトを点灯 / 信号を守る / 交差点での一時停止と安全確認



禁止飲酒騎乘

飲酒運転禁止



夜間應開燈

夜間ライト点灯



暫停騎乘

一時停止

兒童應戴 安全帽

子どもはヘルメットを着用



如果違反可能會被處以徒刑或罰金。

違反をすると、懲役や罰金が科される場合があります。

遇到交通事故時的應對方法

交通事故への対応



110



- 如果有人受傷,請撥打119電話叫救護車。
- 無論有沒有人受傷,請撥打110電話報警。
- 騎乘自行車也有義務要向警察報告事故狀況。

- 負傷者がいる場合は、電話番号119番で救急車を呼びましょう。
- 負傷者の有無にかかわらず、警察に電話番号110番で連絡しましょう。
- 自転車の運転者も警察官に事故状況を報告する義務があります。



119



騎乘時禁止使用手機!

乗車中の携帯電話は使用禁止!

騎乘時禁止拿手機通話或操作手機。

携帯電話を手に持って通話したり、ボタン操作をしながら運転するのは禁止されています。



是否已加入自行車保險?

自転車保険入っていますか?



依據「靜岡縣自行車安全規範騎乘促進相關條例」,如果要在靜岡縣內騎乘自行車,必須加入自行車保險!!

「靜岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、静岡県内で自転車を利用する場合、自転車保険に加入しなければなりません!!